

# 東京都の排出量取引制度の概要



平成23年3月現在  
東京都環境局

# 本資料の内容

1. 排出量取引の基本的事項
2. 削減量口座簿について
3. 排出量取引の例
4. 各種手続の流れ
5. その他

## <参考>

- ・国内クレジット等国の制度との関係について
- ・削減義務者の合併消滅、破産・解散時におけるオフセットクレジット等の帰属の取扱い
- ・会計・税務の取扱い

# 1. 排出量取引の基本的事項

## (1) 総量削減義務と排出量取引とは

- ①総量削減義務と排出量取引
- ②制度の流れ
- ③削減義務の履行について

## (2) 本制度で取り扱うクレジット等について

- ①排出量取引の対象となるクレジット等
- ②クレジット等の発行可能年度
- ③クレジット等の有効期限

## (3) 排出量取引のポイント

- ①取引の場について
- ②取引価格
- ③取引価格の高騰への対応
- ④都が販売するオフセットクレジット
- ⑤不正取引への対応

## (1) - ① 総量削減義務と排出量取引

- **排出量取引：**

「他者が実施した削減対策による削減量」をやりとりすること

実績排出量が、排出上限量を超えている場合は、他から削減量を取得して義務を達成できる。

実績排出量が、排出上限量を下回っている場合は、義務を達成して、なおかつ他へ削減量を移転できる。

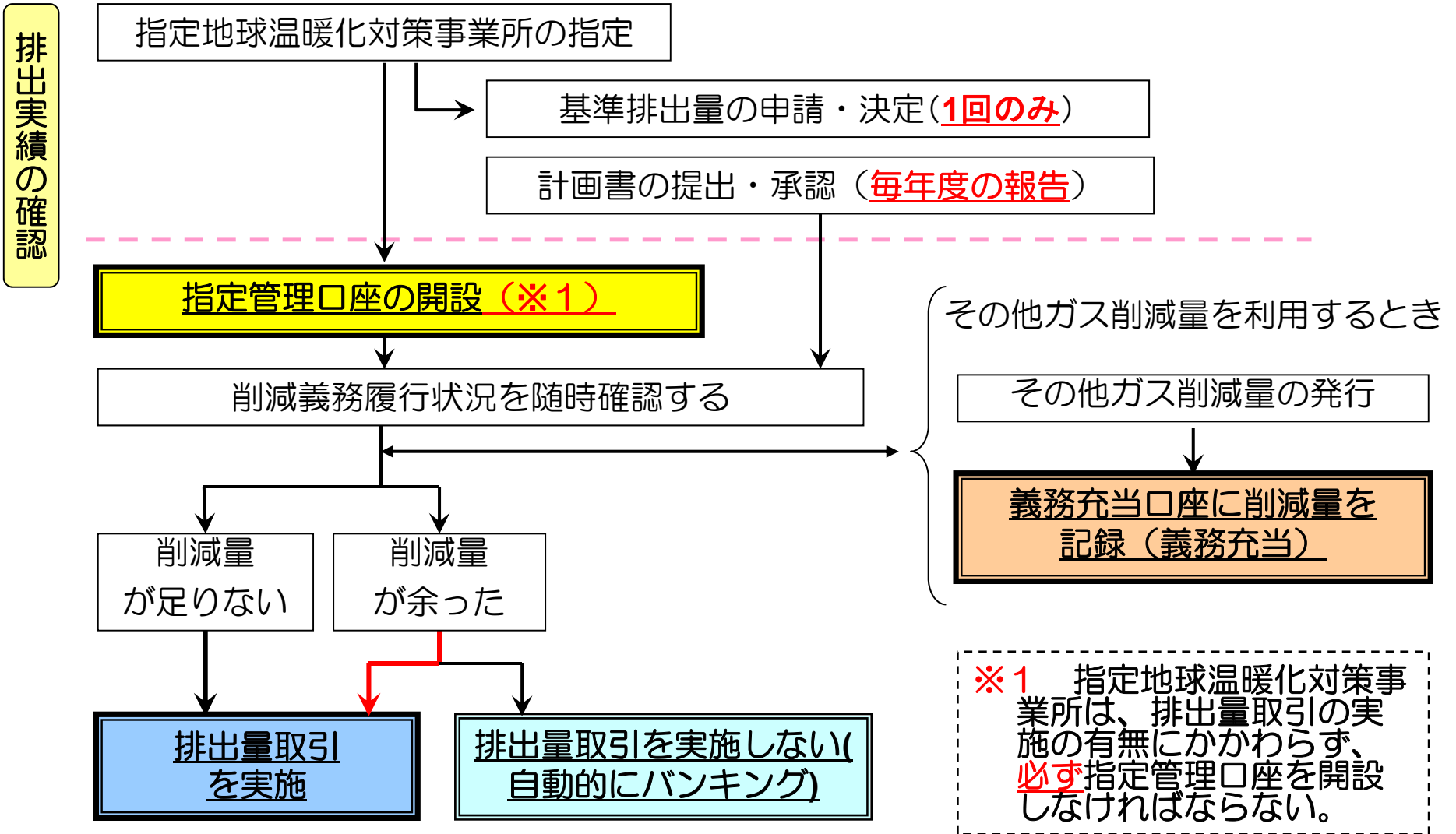
- **総量削減義務：**

実績排出量 - 取得した「削減量」 + 移転した「削減量」  
を排出上限量以下とすること。

自らで削減するほか、排出量取引により義務を達成できる。

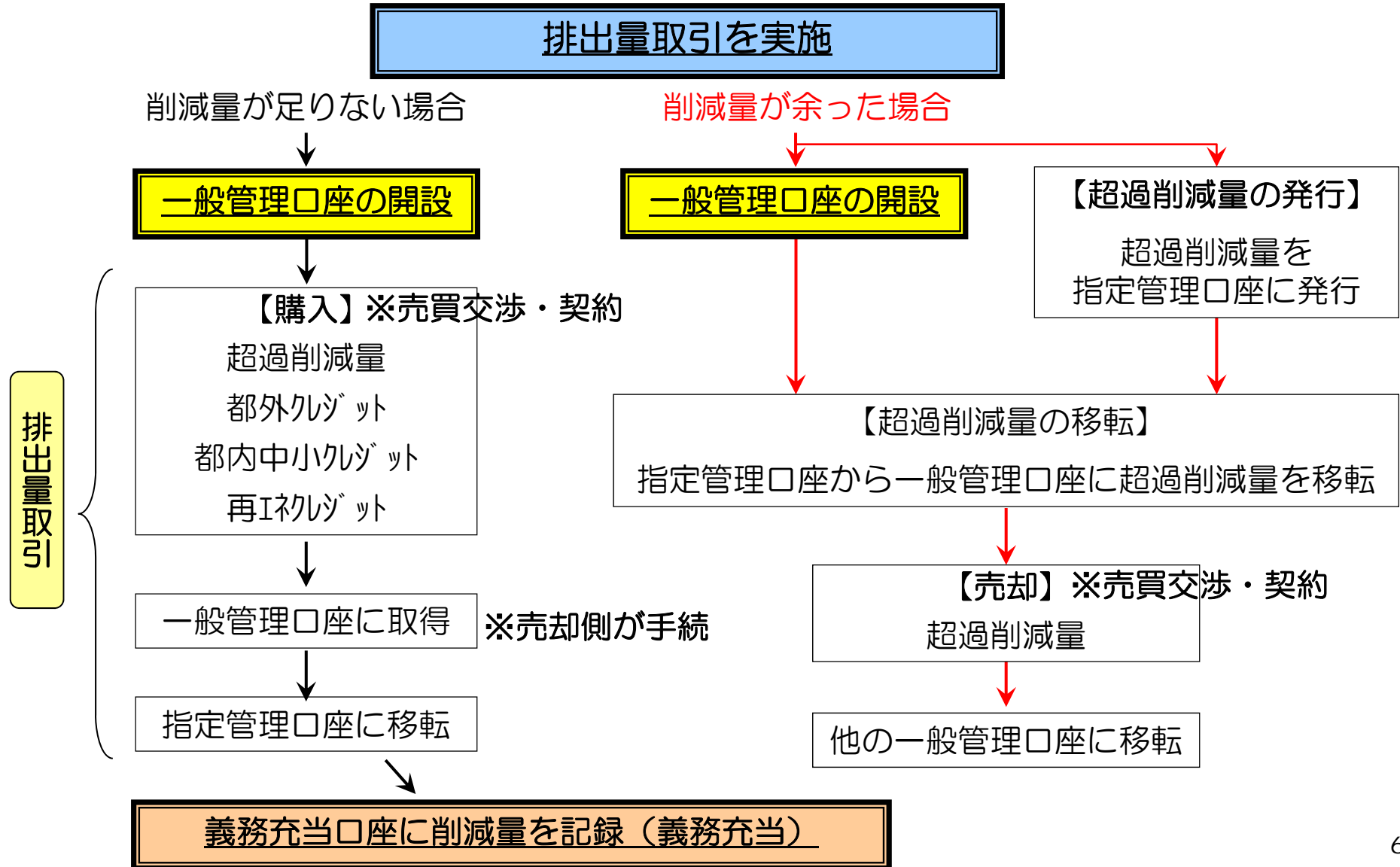
# 1. 排出量取引の基本的事項 (1) 総量削減義務と排出量取引とは

## (1) - ② 制度の流れ(その1)



# 1. 排出量取引の基本的事項 (1) 総量削減義務と排出量取引とは

## (1) - ② 制度の流れ(その2)



## (1) –③ 削減義務の履行について

### ● 「削減義務の履行」のための手続

総量削減義務の履行期限までに、「事業所の排出総量」から「排出可能上限量」を差し引いた量に見合うように、「義務充当口座のクレジット等」を増やすことが必要

### ● 「事業所の排出総量」が「排出可能上限量」以下の場合

✓ 義務充当の手続をとる必要はない。

✓ 毎年度、「地球温暖化対策計画書」を都に提出するのみで良い。

### ● 「事業所の排出総量」が「排出可能上限量」を上回る場合

✓ 排出可能上限量を超えた分について、排出量取引を行い、他から超過削減量又はオフセットクレジットを取得し、義務充当の手続をとる。

✓ その他ガス削減量を発行し、義務充当の手続をとることで、削減義務の履行を図ることもできる。

## (2) – ① 排出量取引の対象となるクレジット等

- 「クレジット等」とは：

削減義務の履行に利用可能な超過削減量、オフセットクレジット、その他ガス削減量をいう。その他ガス削減量を除き、排出量取引で他へ移転(売却、譲渡)したり、他から取得(購入、譲受)することができる。

- 「クレジット等」の種類：

取引できるもの		取引不可
①超過削減量		⑤その他ガス削減量
オフセットクレジット	②都内中小クレジット	
	③再エネクレジット	
	環境価値換算量	
	その他削減量	
	グリーンエネルギー証書	
	RPS法新エネルギー等電気相当量	
	④都外クレジット	

## (2)–② クレジット等の発行可能年度

- **原則：**

2010年度排出削減実績について、2011年度に検証を行い、削減量として認定する量を2011年度から発行可能

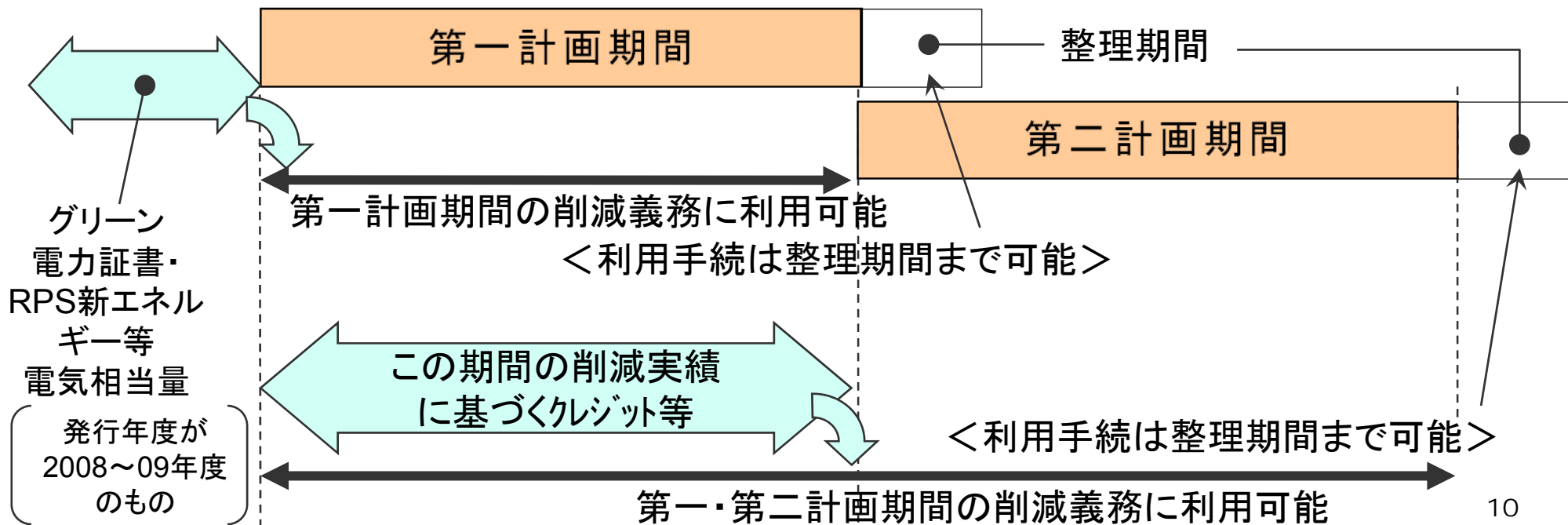
- **例外：**

種類	取引が可能なクレジット等の発生	削減量口座簿に登録できる時期
グリーンエネルギー証書	2008年度以降に発行されたもの(発電年度が2007年度以前のものを含む。)	2011年度(原則どおり)
RPS法新エネルギー等電気相当量	2008年度以降に発行されたもの(ただし、RPS法上の義務履行に活用されていないものとして記録から削除されているものに限る。)	2011年度(原則どおり)
都外クレジット	2010年度排出削減実績から(原則どおり)	2015年度(2010年度～2014年度の5年分の排出削減実績から、都外クレジットが発行可能な状況である場合にはクレジットとして発行)

## (2) - ③ クレジット等の有効期限

第一計画期間(2010-2014年度)のクレジット等は、第二計画期間(2015-2019年度)終了までバンキングが可能  
(第三計画期間(2020-2024年度)へのバンキングはできない。)

H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32  
2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020



## (3)－① 取引の場について

- 排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本
- 都が取引市場を公設することは予定していないが、民間で取引市場を設立する動きもある。
- グリーンエネルギー証書の発行は、複数の事業者において取り扱われている。

## (3) - ② 取引価格

### ● 基本的考え方

- ✓ 排出量取引の取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定される。
- ✓ 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。

### ● 都が公表する価格情報

- ✓ 都が供給したオフセットクレジットの販売価格
- ✓ クレジット等の移転申請書に記載される申告価格

### ● 参考情報

- ✓ RPS法における太陽光発電に基づく環境価値の取引価格(2007年度)を基に試算すると、1tCO<sub>2</sub>当たり概ね15,000円程度
- ✓ グリーン電力証書の取引価格(環境省調査値)を基に試算すると、1tCO<sub>2</sub>当たり8,000円～26,000円程度  
(資源エネルギー庁、環境省資料を基に試算)

## (3) – ③ 取引価格の高騰への対応

- 取引対象となるクレジット等の供給量を増大させることによって、取引価格の高騰を招かないようにすることが基本
  - それでもなお、市場におけるクレジット等の供給量が極端に不足し、取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合は、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。
  - 発行対象の拡大を決定するに当たっては、排出量取引に関する知見を有する者等の意見を聴くなど、そのプロセスを具体化し、公表していく。
- ✓ 無条件に発行対象を拡大することはなく、都内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。
- ✓ 新たに拡大して認めるオフセットクレジット(拡大クレジット)の価格がそれまでの市場価格よりも極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。
- ⇒ クレジット等取得に必要なコストは、既存のクレジット等を用いても、拡大クレジット等を用いても、ほぼ変わらないよう配慮

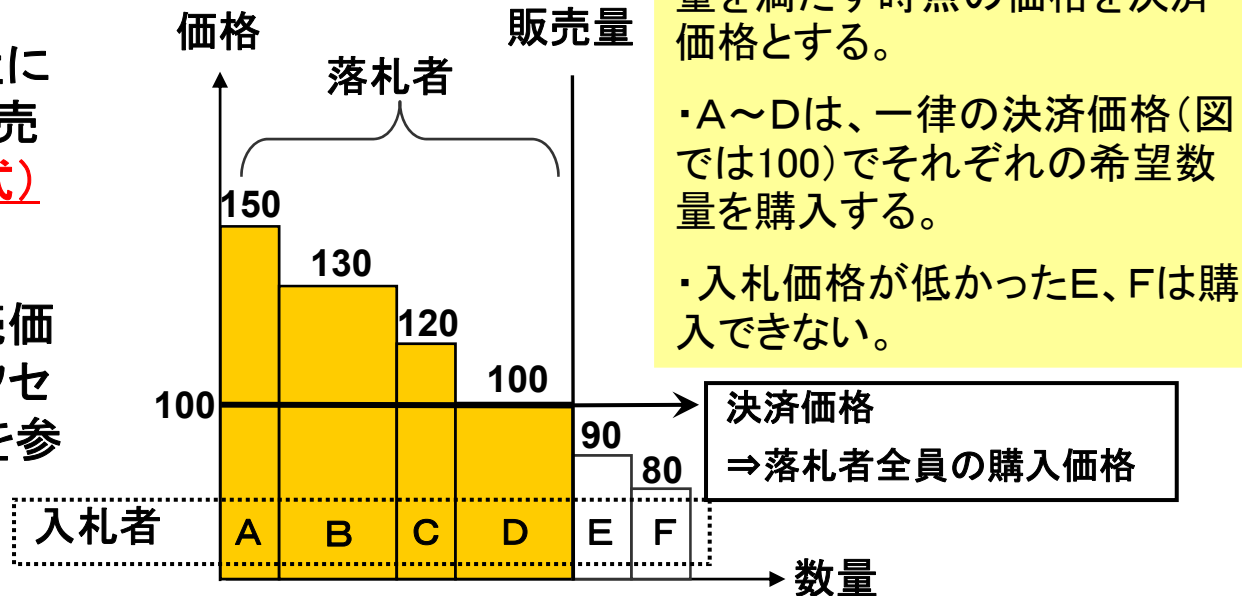
## (3) - ④ 都が販売するオフセットクレジット(その1)

### ●都(東京都環境整備公社)は、次のオフセットクレジットを販売する。

- ✓ 太陽エネルギーバンク(住宅用太陽エネルギー利用機器の導入支援策に伴い、東京都環境整備公社へ譲渡される環境価値)を元とするグリーンエネルギー証書(再エネクレジットへ転換可能)
- ✓ 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトに伴い、都へ譲渡される都内中小クレジット

### ●販売方法等

- ✓ 都及び東京都環境整備公社によるオフセットクレジットの販売は、入札方式(均一価格方式)又は固定価格方式で行う。
- ✓ 固定価格方式の場合の販売価格は、その時点におけるオフセットクレジットの市場価格等を参考に都が定める。



均一価格方式について

## (3)－④ 都が販売するオフセットクレジット(その2)

### ●販売スケジュール等

- ✓各年度における販売スケジュール(時期、回数)、予定販売量、販売方法 → 各年度の初めに公表
- ✓購入を希望する場合の具体的手続等の詳細 → 初回の販売時期までに公表

※販売対象を特定地球温暖化対策事業者のみに限定することや、オフセットクレジットの買占めを防止する趣旨から、1事業者による購入上限量を設定することも想定

## (3) – ⑤ 不正取引への対応

- 一定の行為が不正取引であると疑われる場合、都は、
  - ①取引参加者等より事情の聴取等を行う。
  - ②必要に応じて不正行為を行った取引参加者への指導や、その他の取引参加者・指定地球温暖化対策事業者への注意喚起を行う。
  - ③悪質な場合は、不正取引を行なった取引参加者に対し、条例に基づく罰則等の適用を行う場合がある。
- ✓ 条例により罰金等の対象となる行為
  - ・虚偽申請行為又はその申請の内容に係る知事の調査を拒む行為
  - ・その他不正な行為により振替可能削減量の増加の記録を受ける行為
- ✓ 法令等における不正取引規制
  - ・特定商取引に関する法律に基づく、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者への迷惑勧誘及び再勧誘の禁止
  - ・詐欺・脅迫等の一般的に犯罪とみなされる行為

## 2. 削減量口座簿について

(1) 削減量口座簿とは

(2) 管理口座の種類と役割

① 管理口座の概要

② 特定一般管理口座

③ 口座の役割(削減量が余る場合)

④ 口座の役割(削減量が足りない場合)

⑤ 複数の義務者で、削減量が余る場合

⑥ 複数の義務者で、削減量が足りない場合

⑦ 取引参加者と一般管理口座

⑧ 口座間の振替パターン

(3) 管理口座の記録事項

(4) 情報の開示

① 一般公表事項

② 個別証明事項

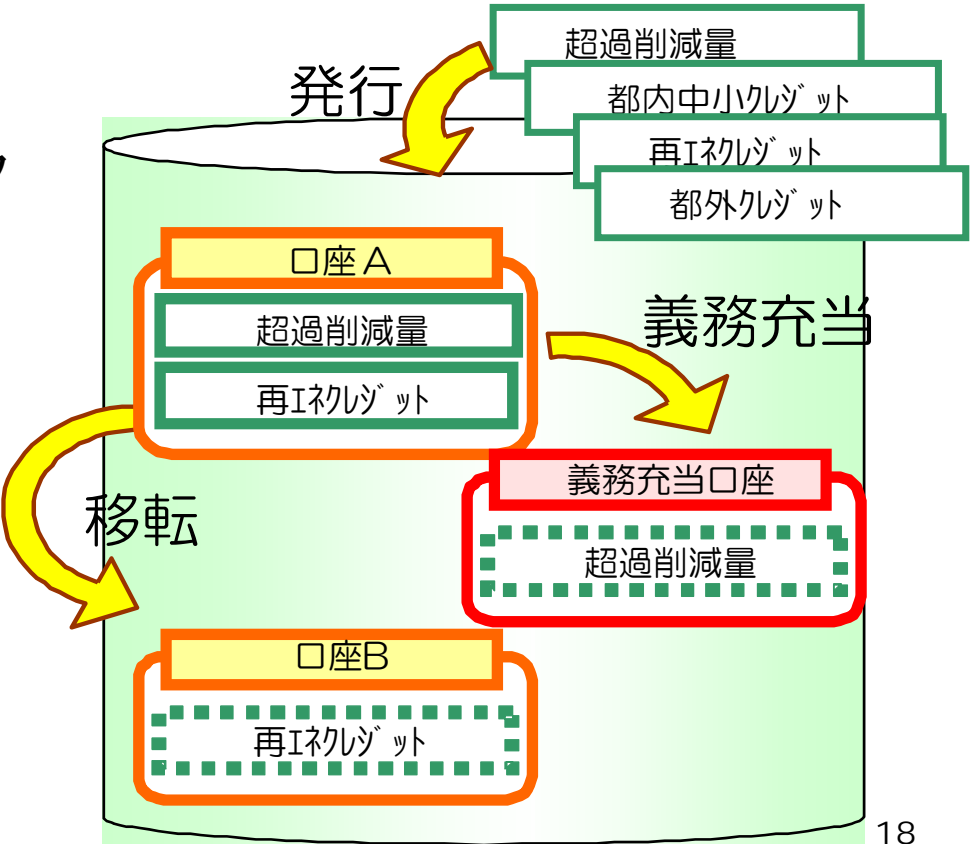
## 2. 削減量口座簿について (1)削減量口座簿とは

# (1) 削減量口座簿とは

- 取引可能なクレジット等の発行や、そのクレジット等の取引の記録等を管理するための仕組み(電子システム)
- 削減量口座簿は都が整備する。
- 口座簿の記録は、事業者の申請等に基づき都が行う。

取引可能なクレジット等の発行、事業者が所有するクレジット等の管理、取引相手へのクレジット等の受け渡し、保有しているクレジット等の削減義務履行への活用などは、すべてこの削減量口座簿上で行われる。

指定地球温暖化対策事業者及び取引参加者は、都が整備した削減量口座簿上に、自らが所有するクレジット等を記録して管理するための口座を開設することが必要



## (2) – ① 管理口座の概要

● **指定管理口座** : 義務履行に向けた状況を記録する口座  
 (指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、必ず開設する)

事業所名	基準排出量	削減義務量	実績排出量	移転可能な超過削減量	義務履行のために取得した超過削減量、オフセットクレジット
------	-------	-------	-------	------------	------------------------------

● **一般管理口座** : 取引対象となるクレジット等の資産について、取引参加者ごとの所有状況を記録する口座 (希望者が開設する)

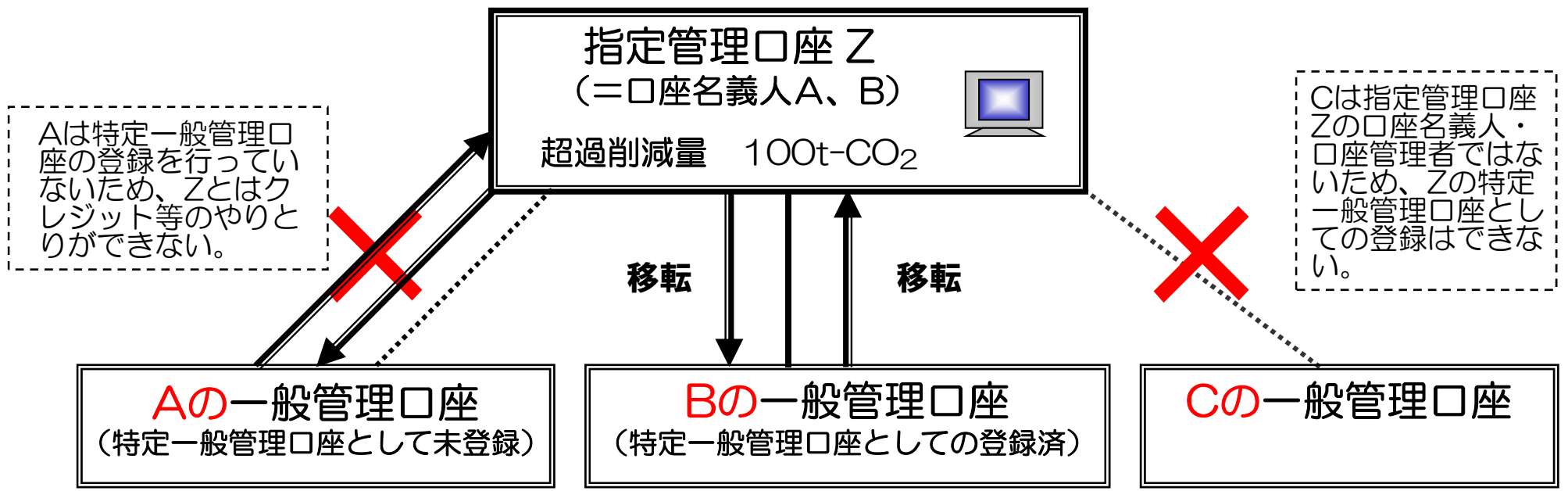
事業者名	所有している超過削減量、オフセットクレジット
------	------------------------

● **知事の管理口座** : 義務充当の記録など、制度運用のために必要な口座

# (2) - ② 特定一般管理口座

## ● 特定一般管理口座とは

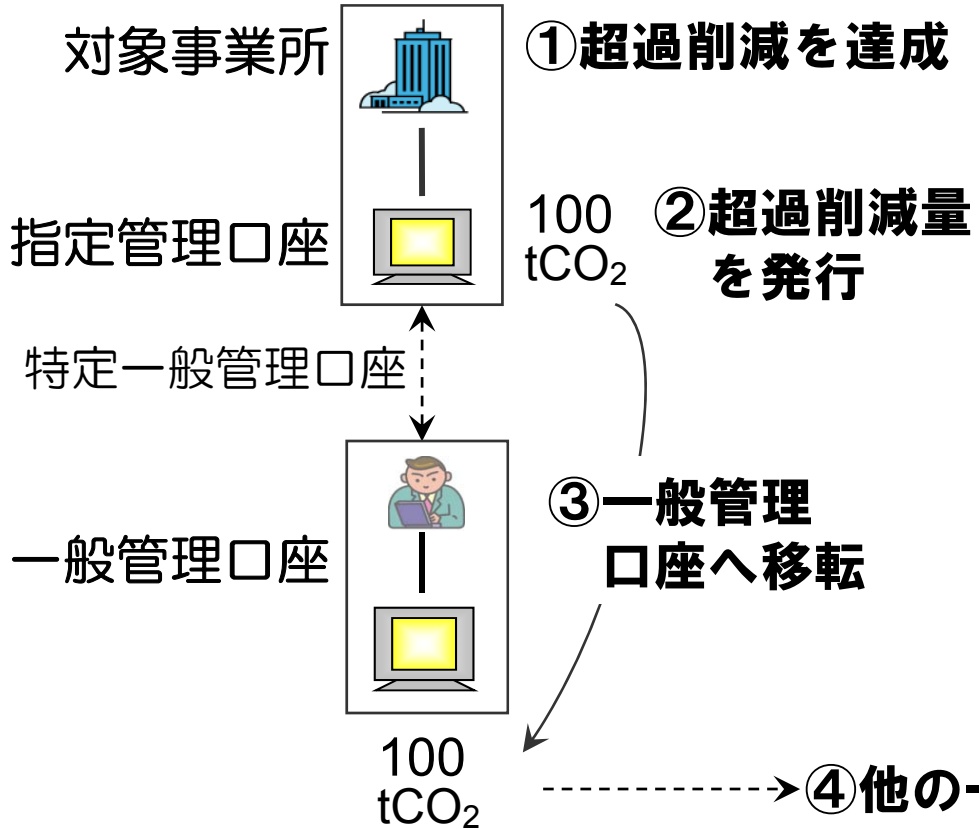
- ✓ 指定管理口座ごとに、その口座との間でクレジット等の振替を行うことができる一般管理口座として登録されたものを、**特定一般管理口座**という。
- ✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジット等の移転を希望する者は、一般管理口座の開設を受けた後又は開設を受けると同時に、特定一般管理口座としての登録を都に申請する必要がある。



# (2) - ③ 口座の役割 (削減量が余る場合)

## ● 指定管理口座

- ✓ 超過削減量の発行先口座となる。
- ✓ 発行された超過削減量は、指定管理口座にある段階では、事業所の超過削減状況を表す記録(数値)に過ぎない。



## ● 一般管理口座

- ✓ 超過削減量を他の事業所へ移転する場合は、指定管理口座から一般管理口座へ移転する。
- ✓ 超過削減量は、一般管理口座へ移転することにより、財産権性が認識され、取引の対象となる。

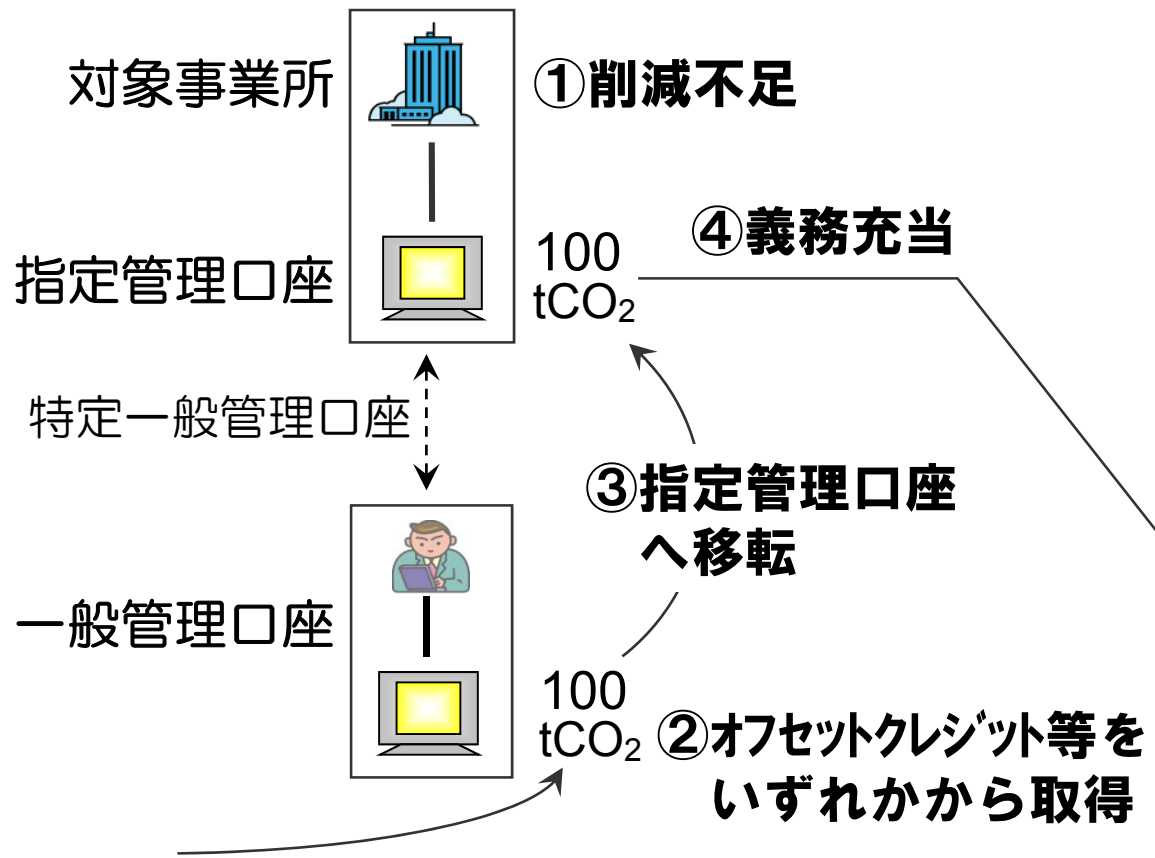
※ 一般管理口座への移転によって、クレジットの見た目は変わらないが、性質が変わる。

## 2. 削減量口座簿について (2) 管理口座の種類と役割

### (2) - ④ 口座の役割 (削減量が足りない場合)

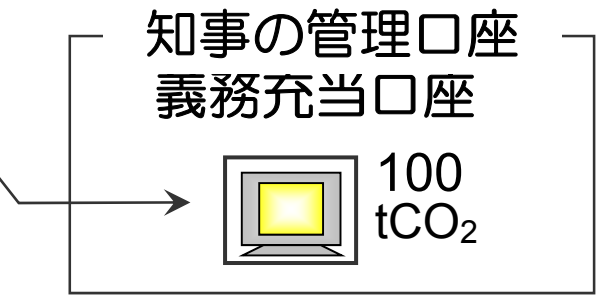
#### ● 一般管理口座

- ✓ オフセットクレジット等を取得する口座となる。
- ✓ 取得したオフセットクレジット等は、一般管理口座にある段階では、事業所との関連がなく、口座名義人に帰属しているに過ぎない。



#### ● 指定管理口座

- ✓ 義務充当するときは、一般管理口座から指定管理口座へ移転する。
- ✓ 一般管理口座へ移転することにより、財産権性が失われ、事業所の記録(数値)となる。



※義務充当は、指定管理口座からのみ行える。

## 2. 削減量口座簿について (2) 管理口座の種類と役割

### (2) - ⑤ 複数の義務者で、削減量が余る場合

#### ● 指定管理口座、一般管理口座の役割

- ✓ 口座の役割は、基本的に義務者が一人の場合((2)-①)と変わらない。
- ✓ 一般管理口座へ移転することにより、財産権性が認識されるとともに、削減義務者それぞれの所有分が決まって、取引の対象となる。

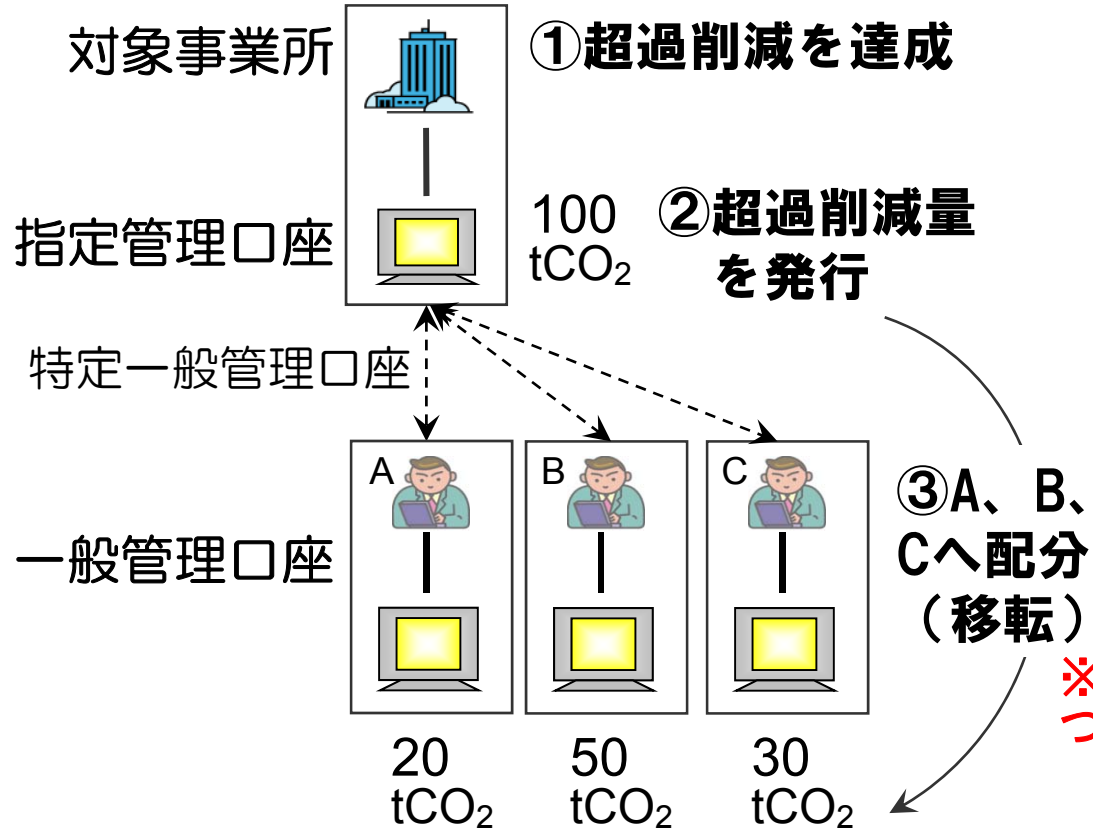
#### ★ 口座管理者

- 指定管理口座については、複数の削減義務者が存在する場合、口座管理者を置くことができる。

(削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。)

- 口座管理者は、削減義務者(口座名義人)を代表して、①指定管理口座の開設、②超過削減量の発行、③一般管理口座への移転、④義務充実に関する都への申請手続を行うことができる。

※削減義務及び超過削減量の配分の割合については、都は関与せず、当事者間で決定

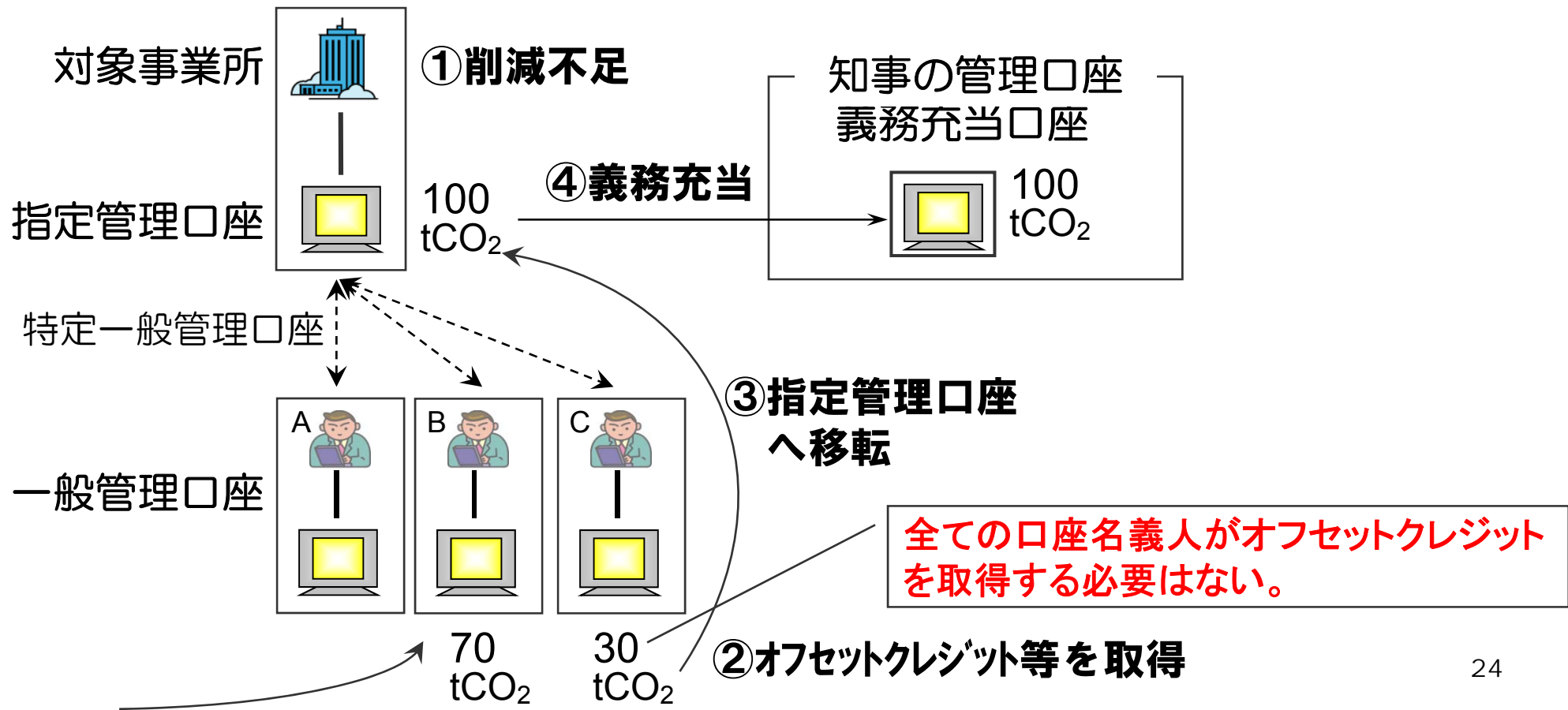


## 2. 削減量口座簿について (2)管理口座の種類と役割

### (2)一⑥ 複数の義務者で、削減量が足りない場合

#### ●指定管理口座、一般管理口座の役割

- ✓口座の役割は、基本的に義務者が一人の場合((2)-②)と変わらない。
- ✓いずれかの一般管理口座から指定管理口座にオフセットクレジット等が移転されれば、その事業所の義務充当を行うことができるようになる。



## 2. 削減量口座簿について (2)管理口座の種類と役割

### (2) – ⑦ 取引参加者と一般管理口座

- 取引へ参加する者は、一般管理口座を開設する必要がある。

一般管理口座を開設できる者は、次の3つ

- ①指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない。)
- ②法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く。)
- ③次のいずれかに該当する個人
  - ・ 口座管理者
  - ・ オフセットクレジットの発行を受けることができる者
  - ・ 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合の相続人

#### ●口座開設数の上限

- ・ 原則: 指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者は、その者に係る事業所の数まで。それ以外の取引参加者は一つまで。
- ・ 例外: 分別管理する必要があるときなど、その必要性に応じて認める。

#### ●一般管理口座の更新と廃止の考え方

- ・ 指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者を除く取引参加者が開設した一般管理口座は、第一計画期間の整理期間の終了日(平成27年度末)まで利用可能。その後、更新することで、以降の5年間は使用可能となる。
- ・ 更新手続を行わなかった場合においては、その一般管理口座は廃止される。

## (2) – ⑧ 口座間の振替パターン

パターン	移転の意味
一般 管理口座 ⇒ 一般 管理口座	一般的な排出量取引。クレジット等の所有者の記録が変更される。
指定 管理口座 ⇒ 一般 管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般 管理口座 ⇒ 指定 管理口座	事業所の義務を履行する（義務充当口座へ移転する）ために、まずその事業所の指定管理口座へ移転。一度指定管理口座に移転されたクレジット等は、一般管理口座へ戻すことはできない。
指定 管理口座 ⇒ 指定 管理口座	この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。

# (3) 管理口座の記録事項

## ● 指定管理口座

事業所名	基準排出量	削減義務量	実績排出量	移転可能な超過削減量	義務履行のために取得した超過削減量、オフセットクレジット
------	-------	-------	-------	------------	------------------------------

## ● 一般管理口座

事業者名	所有している超過削減量、オフセットクレジット
------	------------------------

- ✓ 超過削減量、オフセットクレジットには、1tCO<sub>2</sub>ごとに、シリアル番号が付けられる。
- ✓ シリアル番号は、地域コード3桁と、1から始まる連番によって構成される。  
例：130-1234 (“130”が地域コード)
- ✓ シリアル番号を基に、いつ、どのクレジット等が、誰から誰に移転されたか(誰に発行されたか)等の移転履歴も記録される。
- ✓ シリアル番号のほか、クレジット等の種類、有効期限等の属性も記録される。

☆口座管理者及び口座名義人は、自らの口座に記録された情報について、インターネットを通じて、参照できる。

## (4) ー① 一般公表事項 (その1)

口座名義人に限らず、誰もがインターネットを通じて参照できる情報

### ●個別の管理口座ごとの情報

#### ①排出量／遵守状況

✓事業所ごとの削減義務率、排出量、削減対策など・・・【年1回】

✓事業所ごとの遵守状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【整理期間終了後】

#### ②口座開設者

✓口座番号

✓指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地  
(所在地は、区市町村のみ公表)

✓指定管理口座の口座管理者の名称及び所在地  
(個人については、公表を希望しない場合は公表しない)

✓口座名義人の名称及び所在地  
(個人については、公表を希望しない場合は公表しない)

✓振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先  
(法人・個人ともに、公表を希望しない場合は公表しない)

・・・【口座開設の都度、公表】

# (4) ① 一般公表事項 (その2)

口座名義人に限らず、誰もがインターネット等を通じて参照できる情報

## ●制度全体の情報(都が情報を取りまとめて公表)

### ①排出量／遵守状況

✓全事業所の排出量の合計など……………【年1回】

### ②クレジット等の発行

✓クレジット種類ごとの発行量……………【月1回～週1回程度】

✓発行先口座番号、指定地球温暖化対策事業所又は口座名義人の名称  
(発行先名義人が希望しない場合は公表しない)……………【月1回～週1回程度】

### ③クレジット等の取引

✓クレジット種類ごと、管理口座種類ごとの全移転量及び移転件数……………【年2～4回程度】

✓都が供給したクレジットの販売価格、移転申請時の申告価格……………【頻度は別途決定し公表】

### ④クレジット等の量

✓削減量口座簿上のクレジット種類、管理口座種類ごとの全保有量……………【年2～4回程度】

### ⑤見積受付登録事業者

✓事業者の名称、取扱いクレジット種類、そのほか見積受付登録事業者が任意に登録した  
情報(連絡先等)……………【登録の都度、公表】

## (4) – ② 個別証明事項

- 口座名義人からの申請に基づき、口座名義人に対して証明書を発行する事項

- ✓ その口座におけるオフセットクレジット等の保有量
- ✓ その口座におけるオフセットクレジット等の移転履歴(移転日、移転量等)

※これらの情報については、一般には公開しないが、排出量取引の当事者同士の間では必要となることがあるため、口座名義人本人に対してのみ発行する。口座名義人は、必要に応じて、取引相手等に対して証明書を提示することができる。

- 手数料

- ✓ 1通につき400円
- ✓ 次に該当する者は、手数料が免除される
  - ・国又は地方公共団体
  - ・生活保護受給者、特別区民税・市町村税非課税者、所得税非課税者

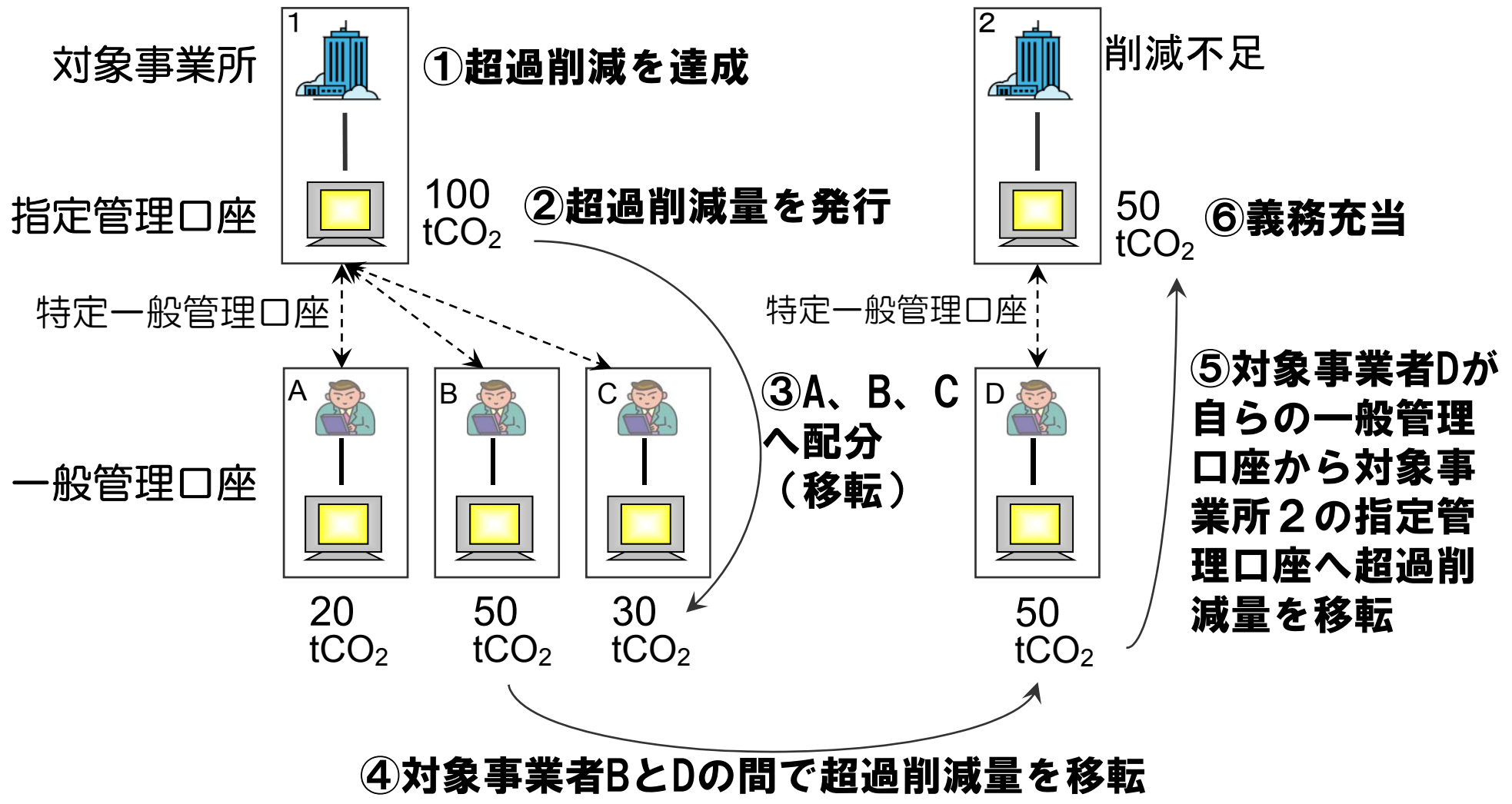


# 3. 排出量取引の例

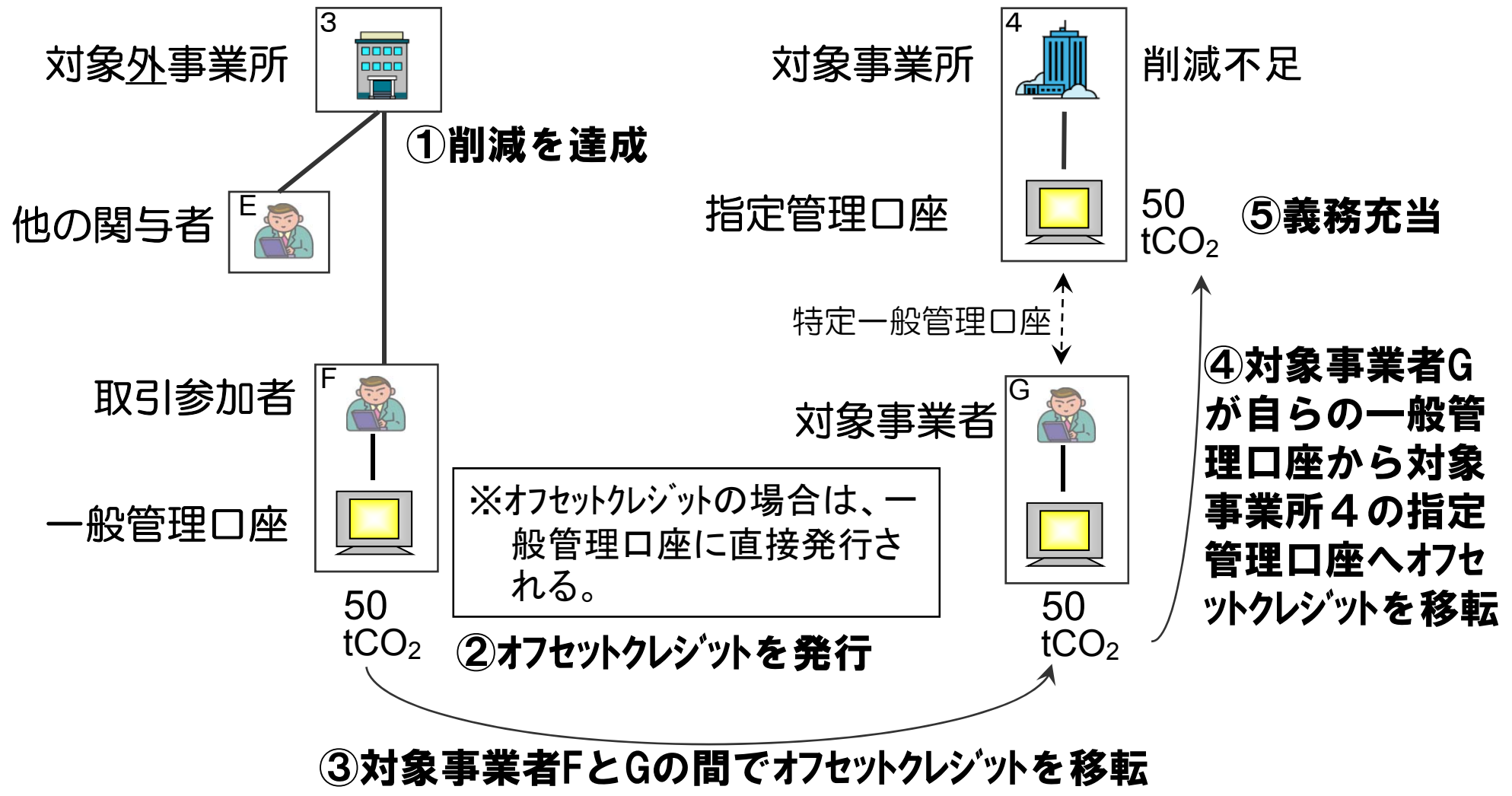
- (1) 超過削減量の取引の例
- (2) オフセットクレジットの取引の例
- (3) 複数の事業所の義務者の場合の例
- (4) 削減義務者が交代した場合の例

### 3. 排出量取引の例 (1) 超過削減量の取引の例

## (1) 超過削減量の取引の例



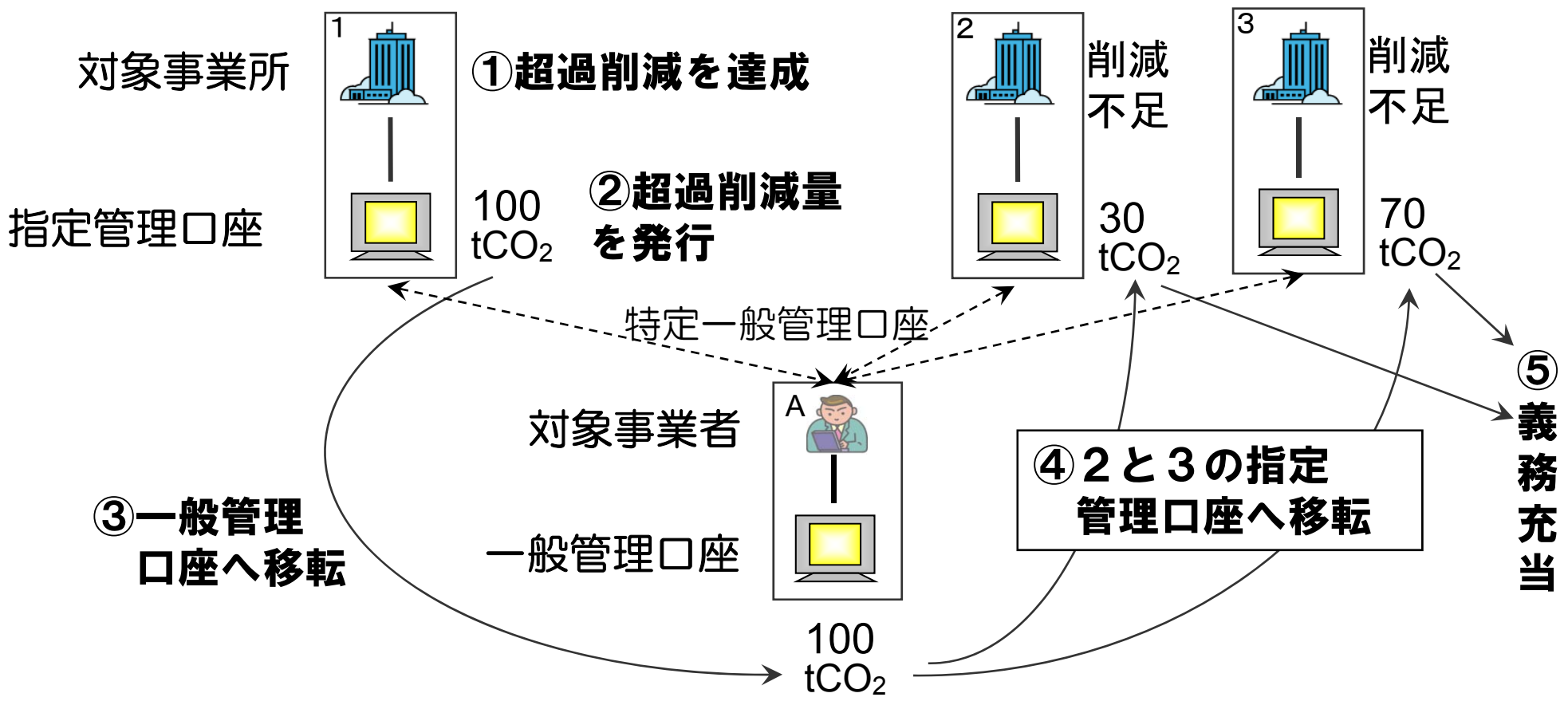
# (2) オフセットクレジットの取引の例



3. 排出量取引の例 (3)複数の事務所の義務者の場合の例

# (3) 複数の事業所の義務者の場合の例

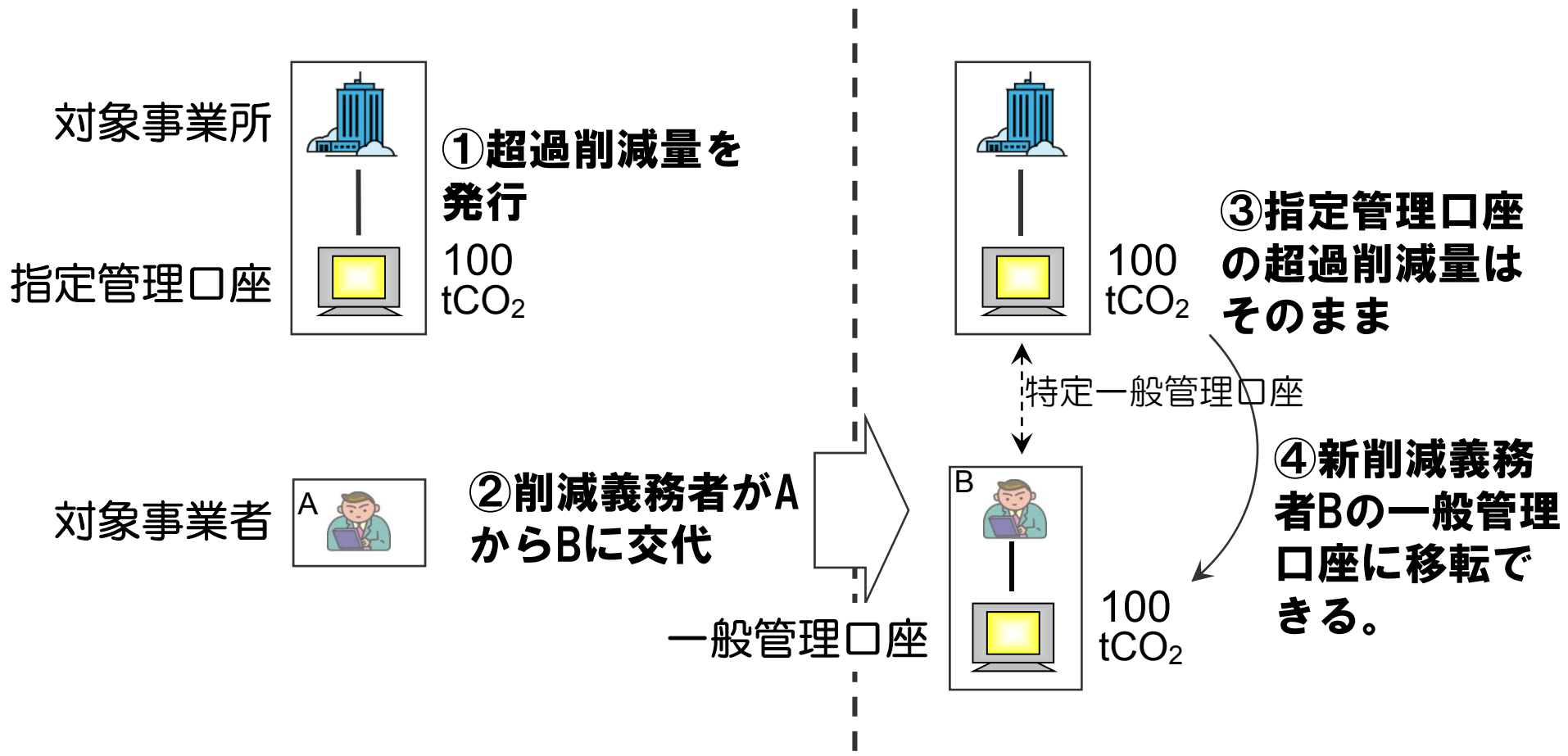
対象事業者Aが対象事業所1、2、3の3つの事業所の義務者になっていて、事業所1は義務を超過達成、事業所2、3は削減不足の場合



## (4) 削減義務者が交代した場合の例

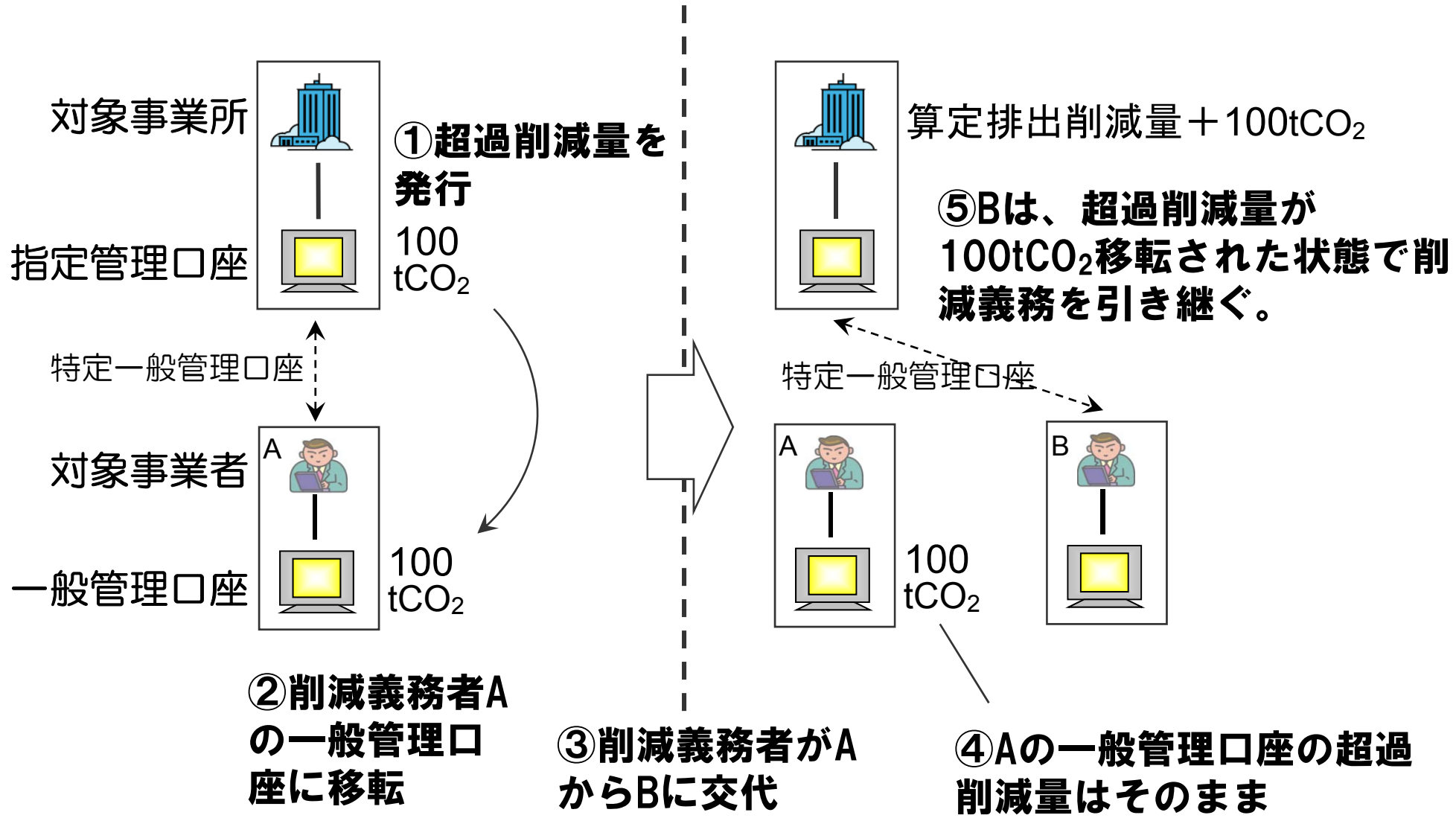
- 事業所の所有者が変更したときなど、削減義務者が交代することがあるが、このときのオフセットクレジット等の帰属の取扱いは次のとおり
- 指定管理口座にあるオフセットクレジット等  
削減義務者が交代してもオフセットクレジット等が特に移転することはない。  
その管理権は、新たな削減義務者(新たな口座管理者)に引き継がれる。  
← 指定管理口座は、事業所の状況を示す数値に過ぎない
- 一般管理口座にあるオフセットクレジット等  
削減義務者が交代してもオフセットクレジット等が特に移転することはない。  
削減義務者であった者がオフセットクレジット等を所有し続ける。  
← 一般管理口座に移転された段階で、口座名義人の所有物になっている。

# (4) - ① 削減義務者の交代(続き) 事例1



3. 排出量取引の例 (4)削減義務者が交代した場合の例

# (4)-② 削減義務者の交代(続き) 事例2



# 4. 各種手続の流れ

## (1) 口座の開設等に係る手続

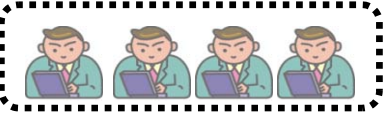
- ① 指定管理口座の開設
- ② 一般管理口座の開設
- ③ 手続の手順(単独義務者の場合)
- ④ 手続の手順(複数義務者の場合)
- ⑤ 手続の手順(取引参加者の例)

## (2) クレジット等に係る手続

- ① オフセットクレジットの認定
- ② オフセットクレジットの発行
- ③ オフセットクレジットの移転
- ④ 超過削減量の発行
- ⑤ その他ガス削減量の発行
- ⑥ クレジット等の義務充当

#### 4. 各種手続の流れ (1)口座の開設等に係る手続

### (1) - ① 指定管理口座の開設



事業所Z

※一つの指定地球温暖化対策事業所につき一口座となる。  
対象事業所の所有者全員が口座名義人となる。

指定管理口座開設までの流れ

●都への申請(開設申請)

申請書

開設申請

東京都

(口座管理者単独又は口座名義人の連名)

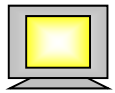
審査/口座の  
開設手続

- ・管理口座開設通知書の送付
- ・口座簿利用者番号(ログインID)の送付

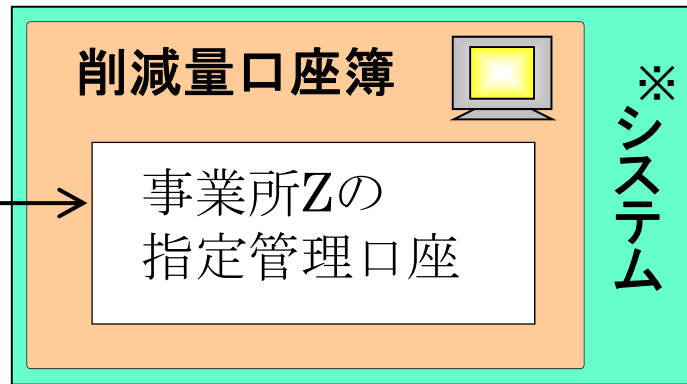
※ログインIDは、口座名義人及び口座管理者のうち、希望者に付与

指定管理口座の開設

●システムへログイン



参照

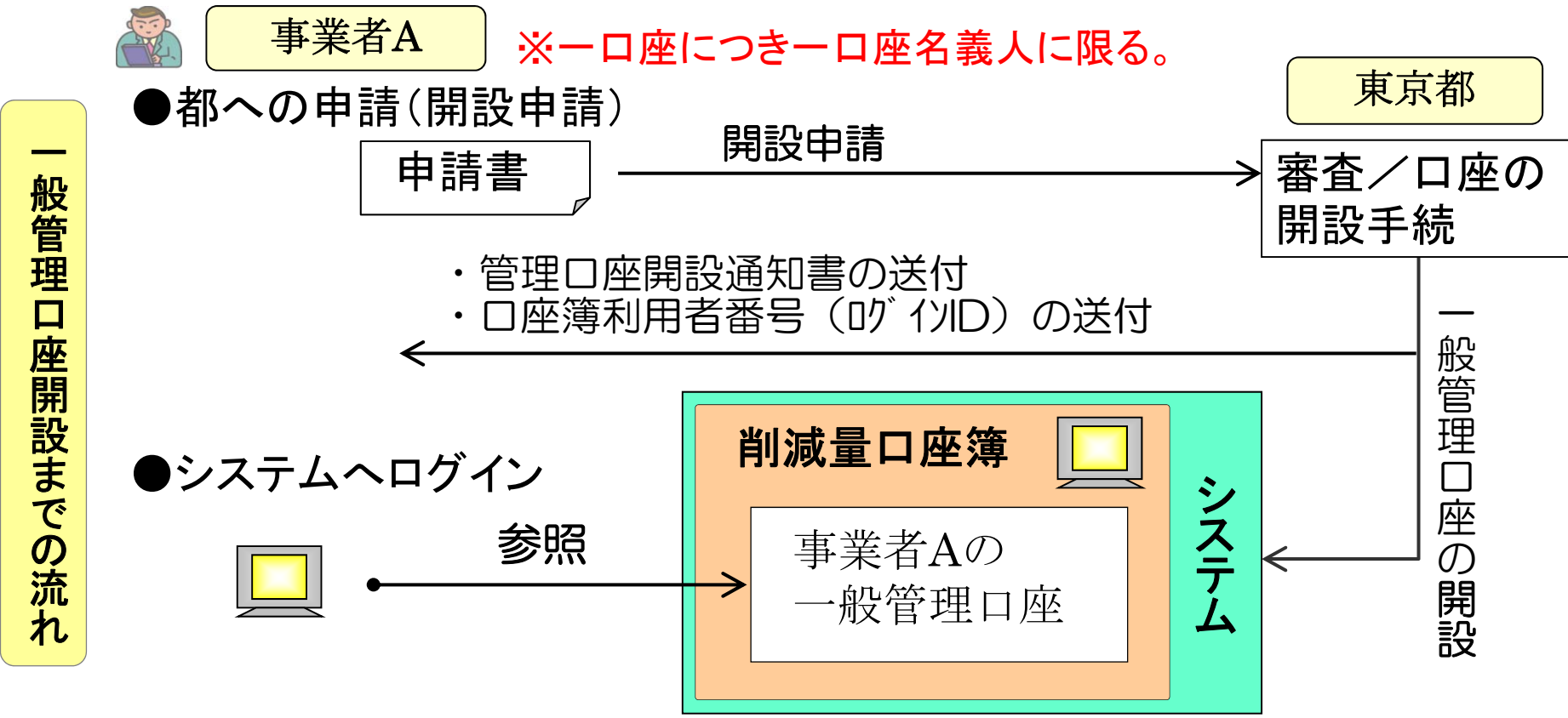


システムへログインして  
口座開設を確認する  
ことが可能

※**総量削減義務と排出量取引システム**:削減量口座簿の機能に加え、本制度の管理に関する機能を総合的にまとめたシステム。事業者は、インターネットを通じて利用できる。

#### 4. 各種手続の流れ (1)口座の開設等に係る手続

## (1)-② 一般管理口座の開設



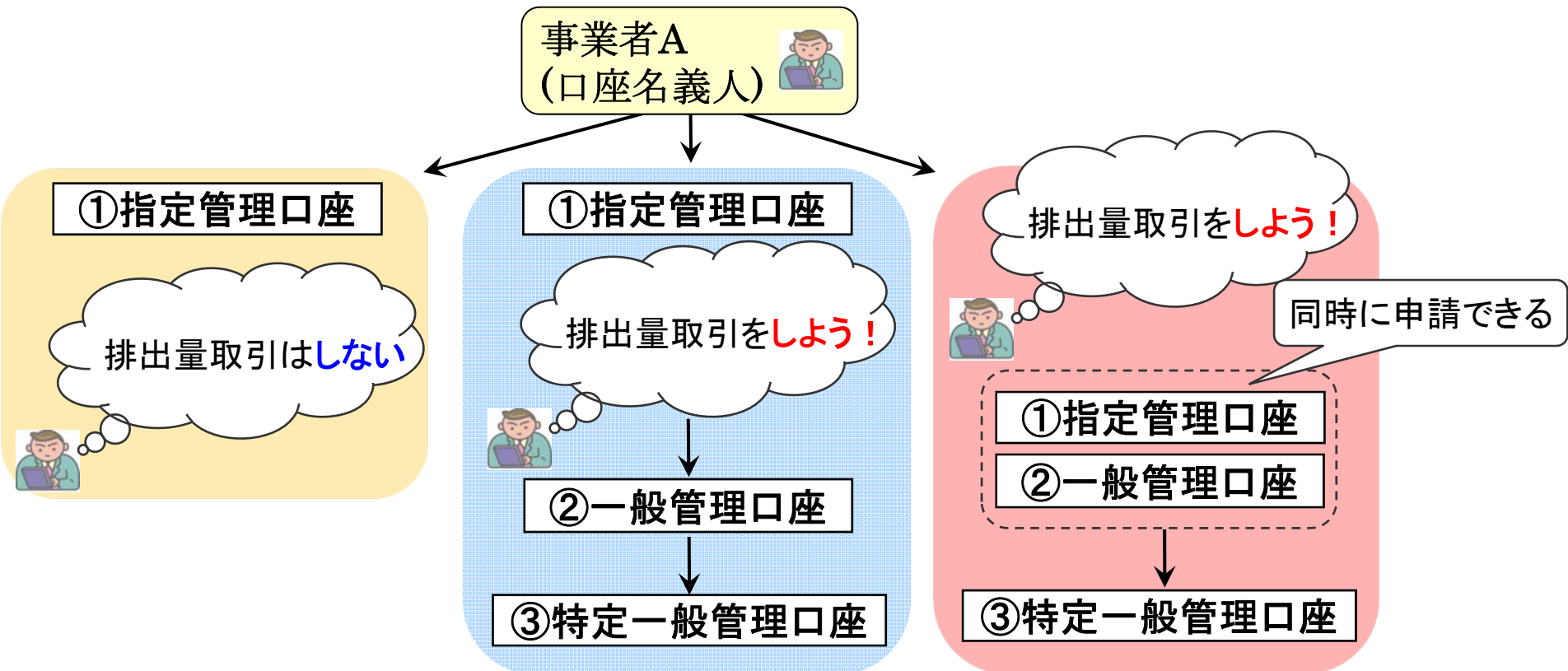
※ 指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。ただし、国・地方公共団体、中小企業者等(第一計画期間に開設する場合のみ)、生活保護受給者、特別区民税・市町村税非課税者、所得税非課税者は、手数料が免除される。

※ 指定管理口座との間でクレジット等の振替を行う場合は、特定一般管理口座としての登録も行う(スライド2-(2)-②参照)。

#### 4. 各種手続の流れ (1)口座の開設等に係る手続

### (1) - ③ 手続の手順(単独義務者の場合)

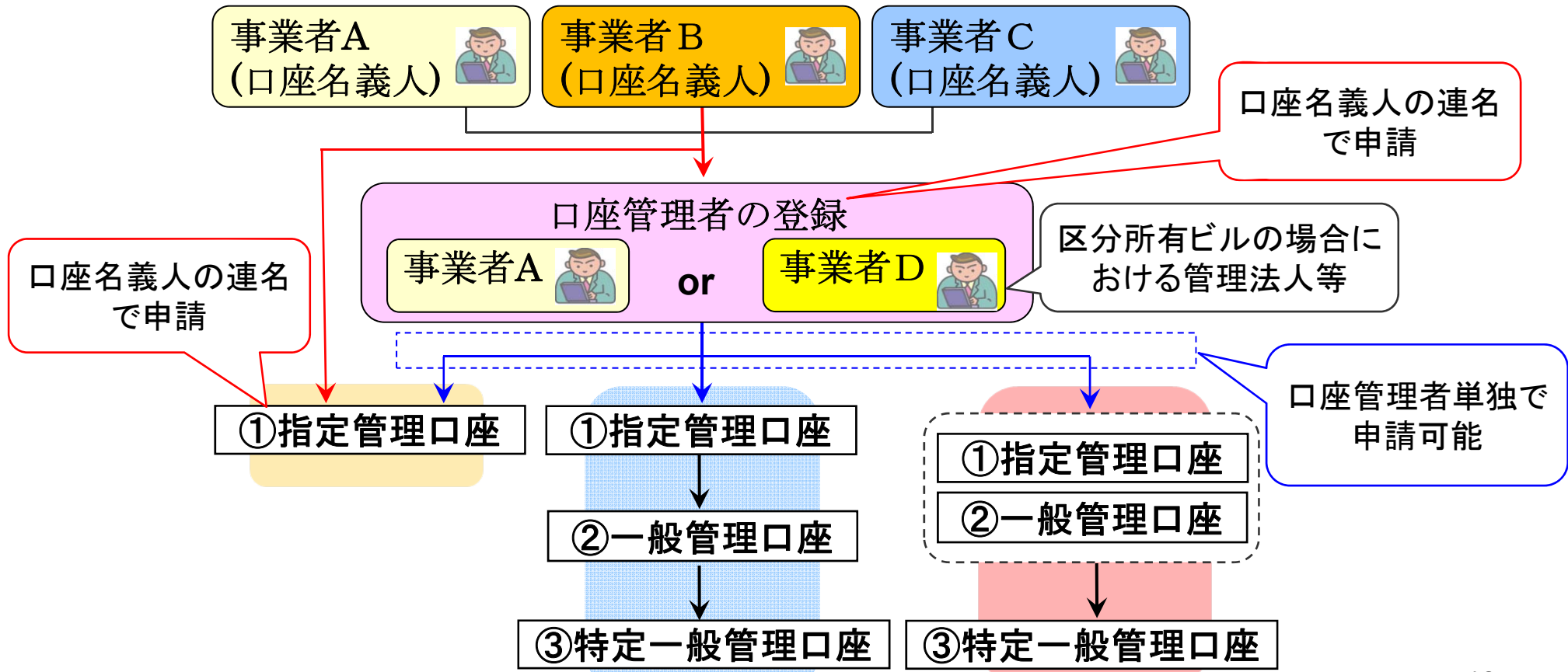
- ・指定地球温暖化対策事業者は、取引をする、しないにかかわらず、**必ず**「指定管理口座」を開設しなければならない。
- ・取引をする場合は、一般管理口座を開設する必要がある。
- ・指定管理口座と一般管理口座の開設は、同時に申請できる。



#### 4. 各種手続の流れ (1)口座の開設等に係る手続

### (1) - ④ 手続の手順(複数義務者の場合)

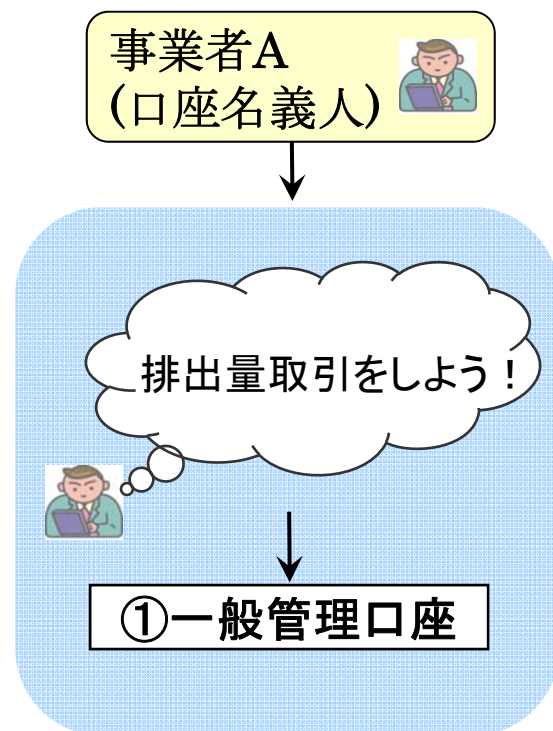
- ・指定地球温暖化対策事業者が複数の場合は、指定管理口座の開設の前に、口座管理者を登録することができる。
- ・口座管理者を登録した後は、単独義務者の場合における手続の手順と同じ



#### 4. 各種手続の流れ (1)口座の開設等に係る手続

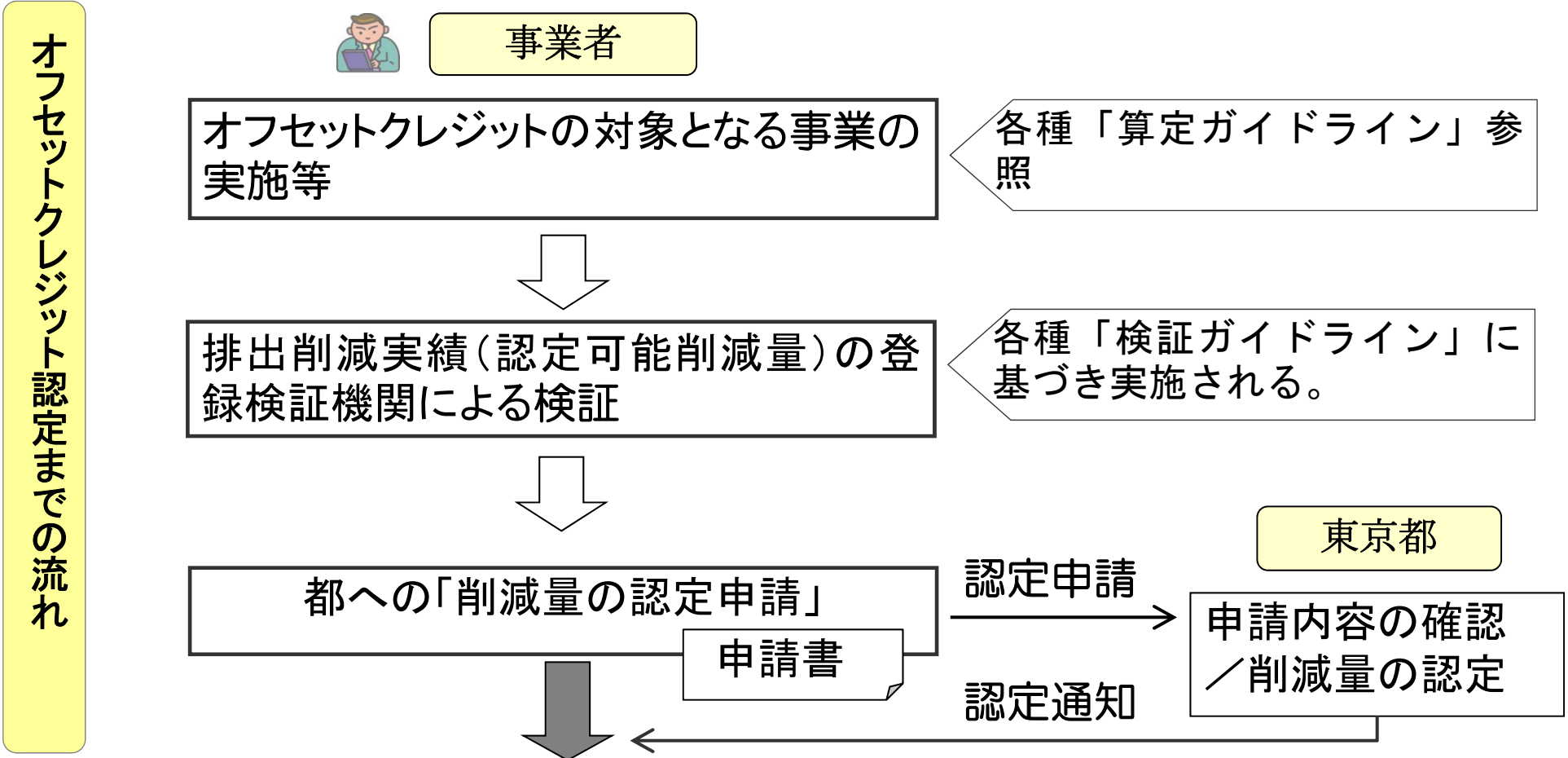
### (1)－③ 手続きの手順(義務者でない者の場合)

- ・指定地球温暖化対策事業者ではない者が、取引に参加したい場合は、**必ず**「一般管理口座」を開設しなければならない。
- ・義務者でない者は、指定管理口座を開くことはできない。
- ・指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなければ、特定一般管理口座の登録をする必要もない(登録することはできない)。



4. 各種手続の流れ (2)クレジット等に係る手続

# (2) - ① オフセットクレジットの認定



排出量取引を行うためには、「削減量口座簿」へ記録することが必要 ⇒ 一般管理口座の開設が必要

#### 4. 各種手続の流れ (2)クレジット等に係る手続

## (2) - ② オフセットクレジットの発行



事業者A

削減量の認定後(認定と同時も可能)

- 都への申請(発行申請)

申請書

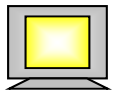
発行申請

東京都

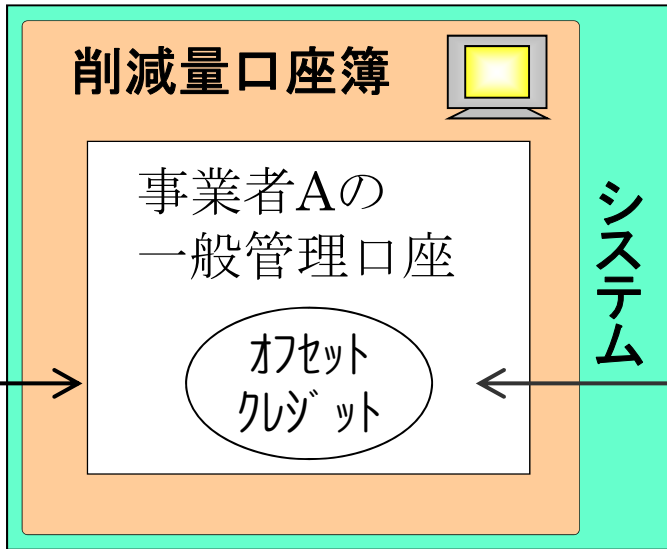
審査/オフセットクレジット  
の発行手続

削減量口座簿への記録までの流れ

- システムへログイン



参照



発行  
(新たなシリアル  
番号を振り  
出して記録)

# (2) - ③ オフセットクレジットの移転



事業者A

東京都

●都への申請(移転申請)

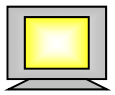
申請書

移転申請

審査／オフセットクレジットの移転手続

※移転は、移転元の口座名義人が申請する。

●システムへログイン



参照

削減量口座簿

事業者Aの  
一般管理口座

オフセット  
クレジット

移転  
(移転するクレジットのシリアル番号を移転元で減少、移転先で増加)

システム

●システムへログイン



参照

事業者Bの  
一般管理口座

オフセット  
クレジット

排出量取引で売却するまでの流れ

# (2) - ④ 超過削減量の発行



事業所Z

事業所Zの前年度排出量の確定(計画書の提出)



●都への申請(発行申請)

申請書

発行申請

(口座管理者単独又は口座名義人の連名)

東京都

審査/超過削減量の発行手続

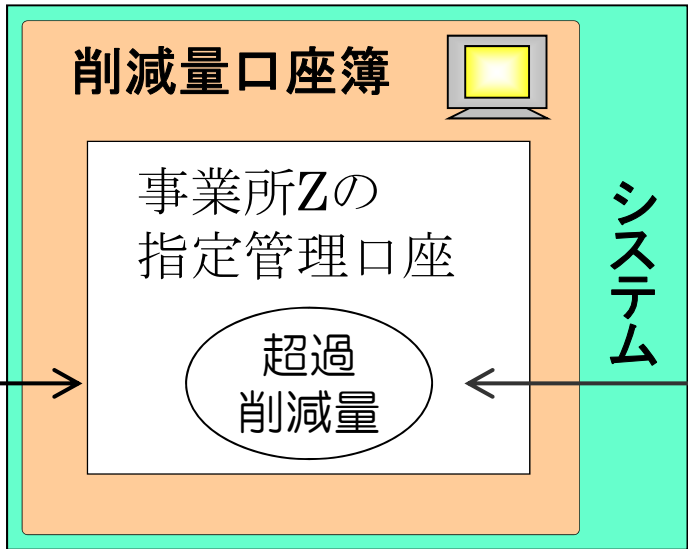
※整理期間においては、削減義務期間全体の排出量確定後、自動的に都が発行する。

●システムへログイン



参照

※ログインIDを持っている全ての口座名義人が参照可能



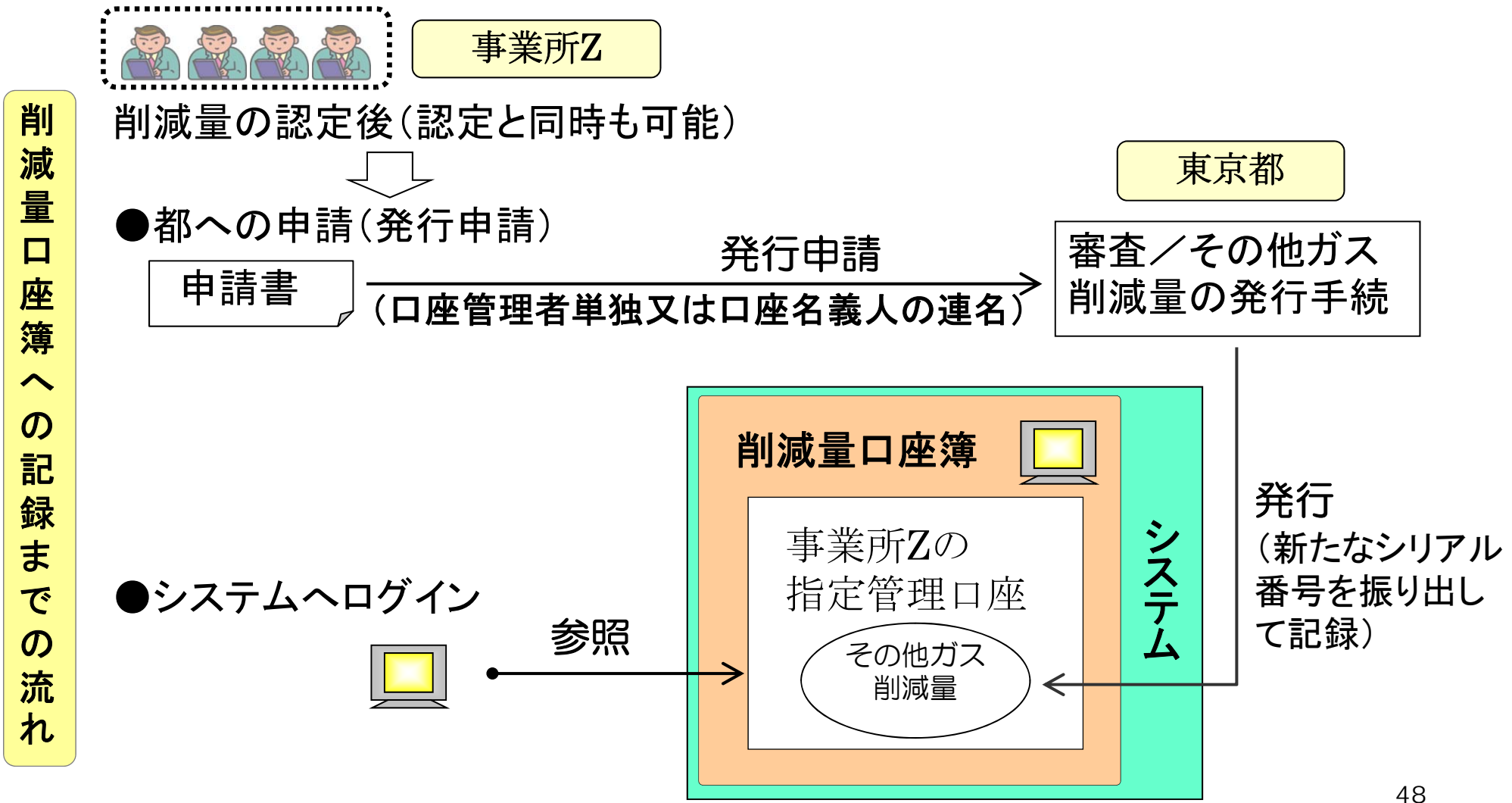
発行  
(新たなシリアル番号を振り出して記録)

削減量口座簿への記録までの流れ

#### 4. 各種手続の流れ (2)クレジット等に係る手続

### (2) - ⑤ その他ガス削減量の発行

- 基本的な流れは、オフセットクレジットの発行((2) - ②)と変わらない。







# 5. その他

## <参考> 国内クレジット等国の制度との関係について

国内クレジット、試行排出量取引スキーム、JVETS、J-VER等国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しない。

- ✓ 都内大規模事業所は、自らの事業所に関する国内クレジット等を他へ移転していたとしても、自らの排出量をその分増加するよう算定する必要はない。

※国内クレジット等で認められた削減量を、そのまま本制度で利用できるわけではない。本制度の算定・検証ルールによる認定が別途必要

※再生可能エネルギーの利用に関する環境価値は、国内クレジット、J-VER、RPS法新エネルギー電気相当量等のいずれとも重複利用はできない。

※将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取扱いを整理する。

## <参考> 削減義務者の合併消滅、破産・解散時におけるオフセットクレジット等の帰属の取扱い

	削減義務者(法人)が合併により、消滅会社になった場合	削減義務者(法人)が破産又は解散になった場合
指定管理口座にあるオフセットクレジット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減義務者が合併消滅してもオフセットクレジット等が特に移転することはない。</li> <li>・その管理権は、存続会社（新たな口座管理者）に引き継がれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減義務者が破産又は解散してもオフセットクレジット等が特に移転・消滅することはない。</li> <li>・その管理権は、破産管財人又は清算会社（清算人）に引き継がれる。</li> </ul>
一般管理口座にあるオフセットクレジット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併消滅した削減義務者の一般管理口座にあるオフセットクレジット等は、存続会社に承継される。</li> <li>・具体的には、消滅会社の一般管理口座から存続会社の一般管理口座に、オフセットクレジット等に移転する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減義務者が破産又は解散してもオフセットクレジット等が特に移転・消滅することはない。</li> <li>・その管理権は、破産管財人又は清算会社（清算人）に引き継がれる。</li> </ul>

# ＜参考＞会計・税務の取扱い

## ＜会計処理の取扱い＞

第199回企業会計基準委員会（平成22年4月9日）における審議

### 次の基本的な考え方が確認された。

クレジットの取得、売却時については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないと考えられる。一方、条例に基づく制度であり、罰則も伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。

☆都としても、事業者の皆様の実務上の参考とするため、「会計処理に関する基本的考え方」を公表している。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/kaikei\\_kihonteki\\_kangaekata\\_1008.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/kaikei_kihonteki_kangaekata_1008.pdf)

## ＜税務処理の取扱い＞

国税庁（東京国税局）で検討中である。

税務申告等における不明点は、東京国税局又は税務署に問合せのこと。

# Tokyo Climate Change Strategy

A photograph of a small, vibrant green seedling with several leaves growing out of a thick layer of moss. The background is a soft, out-of-focus green, suggesting a forest or natural environment. The lighting is bright and natural, highlighting the texture of the moss and the freshness of the plant.

首都東京の企業と行政、NGO・都民が  
連携して取り組む先駆的な温暖化対策